

## 長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、長久手市における総合的な地域福祉の推進を図るために策定された長久手市地域福祉計画（以下「計画」という。）及び、その理念や仕組みを実現、実行するための長久手市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の進捗状況の管理と共に、次期計画策定に向けた検討を行うため、長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画及び活動計画の進捗状況の管理に関すること。
- (2) その他計画及び活動計画の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 市民公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までの間とする。

ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初が開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉施策室及び長久手市社会福祉協議会において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月22日から施行する。